

## 第91回 周防大島町農業委員会総会

- 1 開催日時 令和5年6月15日(木) 午前9時30分から
- 2 開催場所 周防大島町役場久賀庁舎 3階 会議室

3 出席農業委員 (13人)

- 1番 川地 守
- 2番 宮城 恵子
- 3番 瀬川 一郎
- 4番 小柳 貴史
- 5番 沖村 和哉
- 6番 星出 栄一
- 7番 中原 賢
- 9番 宮本 平
- 10番 田中 豊文
- 11番 角井 雅之
- 12番 袴田 光夫
- 13番 安本 貞敏
- 14番 廣岡 隆義 (会長)

4 欠席農業委員 (1人)

- 8番 大谷 正樹

5 出席要請農地利用最適化推進委員 (0人)

6 欠席農地利用最適化推進委員 (0人)

## 7 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

審査会1 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

報告事項1 農地転用制限例外の届出について

報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知（貸借の合意解約）について

報告事項3 農地現況証明願による現況証明について

その他 諸連絡

## 8 農業委員会事務局職員

事務局長 中村 晴彦

書記 小田 康雄

書記 泉口 洸平

事務局長	定刻となりましたので、只今より第 91 回周防大島町農業委員会総会を開会いたします。最初に廣岡会長よりご挨拶をお願いします。
会長	<p>おはようございます。梅雨に入り非常に雨が続き始めてちょっと気にはなっています。今の所170ミリぐらいですからミカン生産者でいうと黒点病の次の防除が近くなっている。来週どうも雨が続きそうで防除ができるかなというのが非常に気になる動きになっています。天気を気にしながらの営農をこれから続けていかなければならないということで皆さんのご苦労もあるかと思えます。</p> <p>本日の附議事項は、議案2件、審査会1件、報告事項9件、その他諸連絡となっております。慎重審議のうえ、決定をいただくようお願い申し上げます。それでは、本日の出席者についてご報告いたします。在任する農業委員総数は14名、本日の出席委員13名、欠席委員1名、本日出席要請をした農地利用最適化推進委員は0名であります。よって、農業委員は過半数の出席ですので、周防大島町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立をしております。次に、議事録の署名人を指名いたします。本日の議事録署名人は、農業委員9番宮本委員と、10番田中委員によろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。日程1、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請No.1についてですが、私の担当議案ですので、議事の進行を川地職務代理と交代します。</p>
職務代理	それではNo.1について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>はい。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、No.1、申請人、譲受人、周防大島町日前●●●●、譲渡人、山口県防府市●●●●、申請地、大字日前、字坂本北、地番●●●●、地目畑、面積1,395㎡他2筆合計1,540㎡です。契約の内容につきましては、贈与による所有権の移転です。経営面積は、現在18,625㎡、取得後も18,625㎡です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、1ページから5ページをご覧ください。</p> <p>本事案については、利用権の設定により貸し借りしている当該農地を、期間満了に伴い、譲渡したい譲渡人の要望に対し、譲受人が応じるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後、農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、従来どおり、耕作する計画で</p>

あるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

職務代理 引き続きまして、地区担当の14番廣岡委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

14番 9日に船井農地最適化推進委員と譲受人と会って現地を確認してまいりました。譲渡人が82歳ということで譲受人と利用権設定して20年近く圃場を管理されている状況です。農地パトロールの時に非常に管理が徹底されていて気になっている畑の一つだったわけです。適正維持に非常に努めている圃場でした。今までと同様贈与となっても適正に管理すると見込まれる非常に優良な農地です。特別意義なく審査いただければと思っています。

職務代理 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。それでは議事の進行を廣岡会長に戻します。

議長 続いて、No.2について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、No.2、申請人、譲受人、周防大島町西安下庄●●●●、譲渡人、広島県福山市●●●●、申請地、大字西安下庄、字宮後、地番●●●●、地目畑、面積115㎡他1筆合計934㎡です。契約の内容につきましては、売買による所有権の移転です。経営面積は、現在2,953㎡、取得後も2,953㎡です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。

議案説明資料は、5ページから9ページをご覧ください。本事案については、利用権の設定により貸し借りしている当該農地を、期間満了に伴い、譲渡したい譲渡人の要望に対し、譲受人が応じるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後、農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定

については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、従来どおり、耕作する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の13番安本委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

13番 6月9日午前中に推進委員の國次さんと一緒に現地の確認をしました。同時に譲受人より説明を受けることができました。申請地は今まで利用権の設定をしまして譲受人が耕作していた畑ですが今回利用権設定の期限が切れるのを機に譲渡人から売却したいとの申し出があり譲受人が応じたようです。譲渡人は現在広島県に住んでおられますが元あった住宅もすでに売却されて住むところもなく加えて高齢ということもあり耕作してもらっている譲受人に話を持ち掛けたようです。譲受人はすでに退職されていますが農業に非常に熱心な方で地域のリーダーでもあるということで日夜頑張っておられます。現地については周辺農地への悪影響などは全く見受けられませんでした。説明は以上です。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて日程2、審査会1に移ります。農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、事前に送付しております農用地利用集積計画(案)につきまして、周防大島町長より審査依頼が当委員会にあり、利用権の設定について本日お諮りする次第です。内容をご説明いたします。令和5年6月25日告示予定で新規104筆76,565㎡、更新96筆103,384㎡、合計200筆179,949㎡の利

用権設定申出状況となっております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 只今の事務局の説明に、ご質問はございませんか。角井委員。

1 1 番 営農が不安な方が2名いらっしゃいますので確認してください。この方たちは率直に言って大丈夫ですか。農業ちゃんとやってるのかなとおおいに不安なんですけど。

1 番 それに加えて田んぼを借りているがトラクタの動きがない。荒廃地にはまだ指定されていないがセイタカアワダチソウは生えている。トラクタも置いたままなのでいかななものかなと。

1 1 番 いたずらに増やして管理しないというのは本末転倒なので。

事務局 角井委員さん川地委員さんにご指摘があった件ですが事務局の方でも事前に現地を確認させていただいて状況は見させていただきました。その際にばりばりきれいに管理してというところでないのですが全体にやってないということもなくて今回利用権設定の申請が出てきたので注意して見ていかないといけない案件ではあります。今回申請を受けた段階ではやるという意志の元で受け止めて今後は地区担当の農業委員さんとも連携して注意して見ていけたらと考えています。以上です。

議長 他に何かご質問がありましたらお願いします。

1 1 番 ●●●●について借りる側ではなく貸す側になっているのは間違いはないですか。

事務局 貸すということで聞いています。

議長 他に何かご質問がありましたらお願いします。川地委員。

1 番 ●●●●について2回目の継続と思いますがこの方もやっていないのでは。一時期は剪定などバックアップしていたがよくわからない。この方の指導もお願いします。

事務局 利用権があったところの適正管理についてどういう状況かということは逐一状況を見ながら対応していきたいと思います。

議長 他に何かご質問がありましたらお願いします。小柳委員。

4番 ●●●●さんが一度にたくさん借りるようになっていますがもともとやっていたところですか。

事務局 そうです。ご家族の所有でもともとやっていたところですが利用権を交わしていなかったのです。

11番 黄色は新規ということですね。今回正式に交わしたということですか。

事務局 そうです。

議長 他に何かご質問がありましたらお願いします。これはチェック体制はなにかできるのですか。指導体制を含めて事務局が皆対応するのは難しいと思うので。

事務局 そこは担当地区の農業委員さん推進委員さんを含めて連携しながらどういった状況かというのは対応していけたらと思います。

議長 年何回チェックするというのを作れるのでは。そこがないとまたなあなあでなってしまうから。そのあたりをご検討ください。事務局の案をこの中で話をしてみたいこの人はというのは見えるだろうから。今後指導するという体制を作っておかないと同じ事の繰り返しということになる。

11番 農業委員会としてはできないのなら返したらというのは言えたんですかね。今の所やったことはないですが。地主の方からこれじゃあと言われれば。

1番 地主も返してもらっても困る。

議長 宮城委員。

2番 せっかくなのでここで借りられた方の意思確認をしたらどうかと。1年に一回くらい書類を作って今どんな状態にあるかというのを自分で書いて出す。そういうシステムは作れませんか。特に新規の方。今までの人にはいらいかもしれないけど新規の方には意向確認書みたいなものは送れませんか。

11番 やるんだったら全員やらないと。なぜ新規だけやらなければならないかという話になる。

事務局 受け止め方でなぜ送ってくるのかということになってしまう。

2番 個人的にさっき何人か名前がでて本人がやる気があるか本人にしかわから

ないではないですか。今後のこともあるので。

1 1 番 できそうな感じでいえば地区からこの人は全然畑を見てないんだけどという話があがってきて今後の管理はどうするんですかという確認書を農業委員会の名義で確認を取る。できませんというのが帰ってきたらもうえらいんですけど。

2 番 指導はできない。

1 番 この契約書を出したときはすごい本気。出し終わったら前に戻る。

2 番 大丈夫ですかって聞いてあげるのとちゃんとしてくださいっていうのは違うから。

1 番 それは大丈夫って言う。本人はやるって言う。

1 1 番 誰かが借りているのだったらそこに手の入れようもなくなる。他の人もあそこが荒れるよりは借りたほうがいと誰かが借りているから触れないし。

2 番 だから貸したくないという人もありますよね。

1 1 番 あんまりなところは、管理できますかと確認は定期的に書類を出すのはいいこと。周辺から問題視されているよと認識してもらわないことには。おらが農業はこれだと言われても。色んなやり方が今あるからあなたのやり方では農業させませんよとまではなかなか難しいんですけど。一か所あるとそれから数珠つなぎに荒れていくんで。ここが荒れているせいで作れないとか。地区の農業委員さんだけに託すと負担が大きくなる。名目で意向確認書を出すのなら農業委員会です。みんなでぞろぞろ見に行っただめだねといったところで始まらない。

1 番 現地調査をしたときに気になるよということで注意喚起の文書くらいか。

1 1 番 適正管理にはなってませんよと。

2 番 遊休農地になった一年目だけそういう意向調査がいくんですよね。その後はそのままじゃあないですか。荒れたい放題でそこが一番ネック。それをみんな知っているからいいんだってなる。

1 1 番 利用権を設定する以上は遊休農地になっているっていうのはそもそもおかしい。借りるんなら作れと。



2 番 遊休農地を開拓して若い人がやってくれているところもあるから新しく借りようという人はもうちょっと自覚してもらった方が。

1 1 番 問題な方ってずっと問題で。

議長 いずれにしてもチェック体制をどうするのかこういう活動展開をしたいという原案を一回出してみてください。ワンペーパーでいいから。最終的にどこまでやるかというのが問われてくる話でいずれにしてもターゲットはある程度限られる。他にご質問がありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

いずれにしても懸案を持っている方に対してのチェック体制をどうするのかという課題は残りますが今後の課題として協議するという事で繰り延べをさせてもらって今回質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。本件に異議のない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本件については異議のない旨の回答することに決定をいたします。続いて、日程 3、報告事項 1 転用制限例外の届出について事務局より報告をお願いします。

事務局 はい、報告事項 1、農地転用制限例外の届出についてご報告いたします。資料は 9～13 ページをご覧ください。No. 1、届出人周防大島町東安下庄●●●●、届出地、大字東安下庄、字安神田、地番●●●●●、地目畑、現況畑、面積 401 m<sup>2</sup>。事業計画用途等につきましては農業用倉庫です。備考としましては第 2 種その他農地です。報告は以上です。

議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありませんか。特にご質問などが無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。続いて、日程 4、報告事項 2、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（賃借の合意解約）について、事務局より報告をお願いします。

事務局 はい、報告事項 2、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（賃借の合意解約）について報告します。資料は 13 ページをご覧ください。No. 1 申請人、貸付人兵庫県三田市●●●●●、借受人山口県岩国市●●●●●、申請地大字西安下庄、字天満、地番●●●●●、地目畑、面積 447 m<sup>2</sup>他 3 筆合計 1,785 m<sup>2</sup>です。契約内容等につきましては農業経営基盤強化促進法による利用権設定

です。期間は令和4年12月25日から令和10年12月24日までの使用借権設定です。備考につきましては合意による解約です。報告は以上です。

議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありますか。小柳委員。

4番 契約期間がつい最近ですが何か理由があって所有者管理になったのですか。

事務局 この件に関してはお互いに折り合いがつかなくなって所有者で管理するということになり合意解約に至ったと聞いています。

議長 他にご質問がありましたらお願いします。特にご質問などが無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。続いて、日程5、報告事項3、農地現況証明願による現況証明について、事務局より報告をお願いします。

事務局 はい、報告事項3、農地現況証明願による現況証明についてご報告いたします。森、和佐、久賀、小松、東三蒲にて7件の現況確認を行い、非農地の判断をいたしました。理由は備考欄のとおりとなります。各農業委員さんにご確認いただきましたのでご報告いたします。資料は14ページから35ページをご覧ください。報告は以上です。

議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありますか。特にご質問などが無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。続いて、諸連絡について、事務局よりお願いいたします。

事務局 本日お配りしている農地利用最適化推進施策の改善に関する意見の提出についてです。山口県農業会議所から提出依頼がありました。これにつきましては今度改選の前に事情をよくご存じの今の委員の皆さんにお願いしたいので7月7日金曜日までに2枚目の報告様式に記載してお近くの支所か農林水産課あてにお願いします。それをもって次回7月14日の総会で改めてまとめたものの報告をしまして農業会議へ提出しようと思えます。ご協力のほどよろしくをお願いします。

来月7月20日に新しい農業委員さんの辞令交付式を予定しています。

次回総会開催日は7月14日（金）午後1時30分から 場所は、久賀庁舎3階会議室を予定しております。議案送付は7月5日（水）までを予定しております。

議長 7月から9月までは午後からの会議としておりますのでご理解をお願いします。他にご意見なりご質問なりありましたらお願いします。

9番 今年の3月に意向調査のアンケートの話がありましたがあれから何かそろそ

るやっておかないといけないのではないですか。どういう方向で動いていくのか自分たちの置かれている状況と目標とするものとの距離をみんなが認識する場が必要ではないかと思うんですけど。

事務局 アンケートについては集計中でまた個別に相談させていただく。出ているところは出ていたりもするので個別にご相談させていただけたらと考えています。地域計画にそってということになるんですけど農業委員推進委員も含めてこれからどうしていくか話し合っイメージ的には全体をいっぺんにというのは難しいと思いますのでたとえばどこかモデル地区を作ってそこから順次進んで行けたらいいのかと事務局で考えています。農業委員さんと会長さんも含めてご相談できたらいいかと思っています。

9 番 期限が切られている中でモデル地区ばかり集中していたら他のところはあと一か月で作ってくださいということにならないようにいつまでに目途をたてるとか作っておいた方がいいと感じます。農業新聞とか見ると JA と協力してやれているんですけど大島でできない理由があるんですかね。もっと JA としっかりやればもっと効率よく計画を作れるんじゃないでしょうか。

事務局 今はJAさんともどうやって進めていくかっていう話し合いは進めています。

9 番 そこら辺をもう少し農業委員に範囲を広げて危機感を持つ範囲を広げていかないと難しい時期になってきているのではないかと思うんですけど。どう進めればいいかっていうアイデアもない中でなかなか難しいんですけど。もうちょっとみんなの危機感をあおれる機会があってもいいんじゃないかって思います。意見というか感想ですけど。丸投げで申し訳ないなっていうところでどうにかこちらもスタートラインにつけるように。

議長 まず地域計画をどういう風に進めるのか策定スケジュールあたりを原案を作ってみるか。2年間しか時間はない。それを踏まえてどこを重点的に配分するかという話になるしいずれにしてもやっていかななくてはいけない、あと1年半になってしまうので。アンケートに関しては地域計画策定に集まっている方から聞けばいい話であってアンケートそのものは効果がダブるんじゃないかと思っている。もう一つ農協さんを巻き込むとなった場合にたぶん営農指導員だけでは足りないから支所単位の職員に協力を頼まないといけないので。特に本部長あたりに協力を頼むしかない。ハード事業を含めて整備が進まないからと協力を頼みに行かないと。営農指導だけでは不可能で理解できる支所長単位にお願いするしかない。いずれにしても素案は出てくるので様子を見るということで。他に何かありましたらお願いします。以上でお諮りしたい議案はすべて終了しました。では、以上をもちまして第91回周防大島町農業委員会総会を閉会いたします。長時間の審議、ご苦勞様でした。

上記は、令和5年6月15日開催の第91回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和 5年 7月 日

周防大島町農業委員会会長\_\_\_\_\_

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員\_\_\_\_\_

周防大島町農業委員\_\_\_\_\_